

事 務 連 絡
平成 29 年 12 月 21 日

都道府県
各 指定都市 保育担当課 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局保育課

「規制改革推進に関する第 2 次答申」を踏まえた具体的な留意事項等について

保育施策の推進については、日頃より格別の御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、「規制改革推進に関する第 2 次答申」（平成 29 年 11 月 29 日規制改革推進会議。別紙 1 参照）が取りまとめられたことを踏まえ、具体的な留意事項等を下記のとおりお示ししますので、内容を十分御了知の上、貴管内の市区町村への周知を行うとともに、本内容の趣旨を踏まえて対応いただきますようお願いいたします。

記

1 保育提供区域内に居住する子どもに係る優先利用について

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条第 3 項及び附則第 73 条第 1 項に規定する利用調整を行うに当たっては、保育所等の利用に係る優先度を踏まえるため、「子ども・子育て支援法に基づく支給認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の確認に係る留意事項等について」（平成 26 年 9 月 10 日付け府政共生第 859 号・26 文科初第 651 号・雇児発 0910 第 2 号内閣府・文部科学省・厚生労働省通知。以下「留意事項通知」という。）第 2 の 7 で示している「優先利用に関する基本的考え方」等を踏まえ、独自に点数付けを行うなどの取扱いを行っている事例が多く見られるところである。

その際、地域における地理的な要因や通常交通手段の違い、通勤経路等を踏まえて、保護者がその居住する地域の近隣の保育所等に通うことが可能となるよう、各市区町村が定める保育提供区域内に居住する子どもについて、当該区域内の保育所等への入所の可能性が大きく高まるような点数付けを行うことも考えられること。

また、「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」（平成 29 年 10 月 18 日子保発 1018 第 1 号・国都計第 75 号・国住街 第 115 号厚生労働省・国土交通省通知。別紙 2 参照。）を踏まえて対応をお願いしているところであるが、保育提供区域内に居住

する子どもの入所を優先することは大規模マンションでの保育所等の設置促進にも資することから、大規模マンションでの保育所等設置に取り組む市区町村をはじめ、各市区町村においては、このような点数付けの実施について検討すること。

2 保育所保育指針に基づく付加的な保育について

保育所保育指針（平成29年厚生労働省告示第117号）第2の3の（3）において、保育の実施に関わる配慮事項として「特に必要な場合には、各領域に示すねらいの趣旨に基づいて、具体的な内容を工夫し、それを加えても差し支えないが、その場合には、それが第1章の1に示す保育所保育に関する基本原則を逸脱しないよう慎重に配慮する必要があること」とされている。

また、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「運営基準」という。）に基づき、保育所等は、保育の提供に当たって、当該保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価等について、事前にその用途、額及び理由を明示した上で保護者に対して説明を行い、その同意を得られた場合は、当該保護者から保育料とは別に当該対価等に係る額の支払を受けることができることとされている。

したがって、保育所保育指針が示す基本原則を逸脱しない範囲での付加的な保育について、保護者に対して説明し、その同意を得られれば、別途保護者の負担を求めた上で保育所等において実施することは可能であること。

3 保育人材の確保のための方策について

保育人材の確保については、これまでもその確保・育成や業務負担軽減・就業継続等のための方策をお示しし、対応をお願いしているところであるが、以下のような方策も考えられることから、これを踏まえた取組に努めること。

（1）平成25年5月に実施された保育士としての就職を希望しない求職者に対する調査において、「就業時間が希望と合わない」「雇用形態（正社員・パートなど）が希望と合わない」との回答が一定数みられた。こうした保育士のニーズを満たすためには、多様な働き方を進めることが重要であり、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」（平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知。別紙3参照。）に基づく短時間勤務保育士の活用に努めること。

（2）保育士・保育所支援センターを設置している都道府県等において、待機児童の解消に一定の効果을あげていることから、保育士・保育所支援センターを設置していない都道府県等においては、保育士・保育所支援センターを設置・活用することにより、新たな保育人材の確保や潜在保育士の就職支援等に取り組むこと。

(別紙1)規制改革推進に関する第2次答申(平成29年11月29日規制改革推進会議)(抄)

II 各分野における規制改革の推進

1. 待機児童解消

(2) 具体的な規制改革項目

③ 地方自治体の待機児童解消に向けた取組を促す制度改革

ウ 多様な保育所の参入促進

a (略)

b 厚生労働省は、市区町村が保育所申込者の利用調整をする際に「保育提供区域内に居住する保育申込者の入所を優先する」等の利用調整項目を設けることで、大規模マンション内の保育所設営に対する居住者の理解を促し得ることを、地方自治体に通知する。

c 厚生労働省は、保育所保育指針に基づく付加サービスについて、保護者の同意を得られれば、保育料とは別に料金を徴収でき、認可保育所においても多様な保育の実施が可能であることを地方自治体に周知する。

d~f (略)

④ 保育の受け皿拡大を支える保育人材の確保

a 厚生労働省は、「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知)を通知しているが、改めて当該通知に基づく短時間保育士の活用を地方自治体に周知する。

b (略)

c 厚生労働省は、保育士の就職相談や、就職あっせんなどの再就職支援、保育所の人材確保を支援する保育士・保育所支援センターの活用が進むよう、地方自治体に周知する。

d・e (略)

(別紙2)「大規模マンションにおける保育施設の設置促進について」(平成29年10月18日子保発1018第1号・国都計第75号・国住街第115号厚生労働省・国土交通省通知)(抄)

- (1) 容積率緩和の特例措置を活用しようとする大規模マンションの建設時には、特に保育施設に対する局所的な需要増が生じる可能性があることから、周辺地区の状況を含めた保育施設の必要性の有無、必要な規模等について検討し、建設に関する都市計画の立案時点や、総合設計制度等の許可申請時点から、都市計画部局、建築部局及び保育部局で連携し、情報共有に努めること。
- (2) 検討の結果、需要増により新たな保育施設の確保が必要と見込まれる場合には、必要に応じて、保育施設の設置を都市計画の内容や総合設計制度の許可条件として反映し、その適用が図られるように検討すること。
- (3) 当該大規模マンションの開発を行う事業者に対し、児童福祉政策の観点から保育施設の確保の必要性を示し、保育施設の設置を要請するとともに、必要に応じて、モデル事例について情報提供すること。
- (4) 保育施設に係る容積率緩和の特例措置の適用に当たっては、当該施設の性質上、その需要が入居者及び周辺住民の年代構成に左右されることに鑑み、将来、保育施設の需要が減少した場合に許容されうる用途変更の範囲について、あらかじめ示しておくことが考えられること。

(別紙3)「保育所における短時間勤務の保育士の導入について」(平成10年2月18日厚生省児童家庭局長通知)(抄)

1 最低基準における定数上の保育士の取扱い

保育の基本は乳幼児が健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境の中で、健全な心身の発達を図ることであり、また、保育所の利用が一般化する中で従来にもまして保育士の関わりは重要であるばかりでなく、保護者との連携を十分に図るためにも、今後とも最低基準上の保育士定数は、子どもを長時間にわたって保育できる常勤の保育士をもって確保することが原則であり、望ましいこと。しかしながら、保育所本来の事業の円滑な運営を阻害せず、保育時間や保育児童数の変化に柔軟に対応すること等により、入所児童の処遇水準の確保が図られる場合で、次の条件の全てを満たす場合には、最低基準上の定数の一部に短時間勤務(1日6時間未満又は月20日未満勤務)の保育士を充てても差し支えないものであること。なお、この適用に当たっては、組やグループ編成を適切に行うとともにこれを明確にしておくこと。

- (1) 常勤の保育士が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。
- (2) 常勤の保育士に代えて短時間勤務の保育士を充てる場合の勤務時間数が、常勤の保育士を充てる場合の勤務時間数を上回ること。

2 留意すべき事項

- (1) 職員会議等を通じて職員間の連携を十分図るとともに、保育士の職務の重要性及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第48条の2第2項に基づく保育士の資質向上に係る努力義務等にかんがみ、勤務形態の如何を問わず各種研修への参加機会の確保等に努める必要があること。
- (2) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)や雇用保険法(昭和49年法律第116号)等の労働関係法規を遵守し、不安定な雇用形態や低処遇の保育士が生ずることのないよう留意すること。このため、短時間勤務の保育士を導入する保育所にあっても導入しない保育所と同様の保育単価とする取扱いとしている。
- (3) 児童福祉法第48条の2第1項に基づき、保育士の勤務形態の状況等について情報提供に努めるべきであること。